

○地域移行支援の対象拡大について

検討課題

○地域移行支援の対象について、現行の障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に加え、保護施設、矯正施設等を退所する障害者に対象を拡大することを検討。

※地域移行支援：障害者支援施設等及び精神科病院に入所・入院している障害者に対して、住居の確保や障害福祉サービスの体験利用・体験宿泊のサポートなど地域生活へ移行するための支援を行うもの。平成 24 年 4 月から実施。



検討状況

基本的な考え方

- 重点的な支援を行うことで地域生活に円滑に移行できることが期待される者として、
 - ① 入所期間の長期化や高齢化が進んでいる保護施設に入所している障害者、
 - ② 退所後の住居を確保し、円滑に福祉サービス等につなげることで再犯防止が期待される矯正施設等に入所している障害者
 を新たに地域移行支援の対象とする。

保護施設に入所している障害者

- 保護施設のうち、「身体上又は精神上の理由」が入所の要件となっている「救護施設」及び「更生施設」に入所している障害者を地域移行支援の対象とする。

矯正施設等に入所している障害者

- 対象とする矯正施設の種類は、刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所）及び少年院とする。

- 対象とする障害者は、矯正施設の長が施設外で処遇を行うことを認め、地域相談支援事業者によって障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊などを実施することが可能な者に限定する。

※「矯正施設内で行う支援」（入所している障害者に対する面談、支援計画の作成、住居の確保等）は、現在も保護観察所、地域生活定着支援センターとの連携により実施。

※具体的には、「刑事施設又は少年院の職員の同行が可能である障害者」や、「刑事施設、少年院の長が刑事施設、少年院の職員の同行なしでの外出又は外泊を許可した障害者」が想定されるが、具体的な対象施設、対象者の範囲等については関係省庁等とも検討中。

- また、矯正施設を出所した障害者は、出所後の一定期間、更生保護施設等を利用するケースが少なくないことから、更生保護施設等に入所した障害者についても支援の対象とすることが必要であると考えられるが、その具体的な対象施設の範囲等については関係省庁等とも検討中。

地域移行支援の対象拡大について

I 地域移行支援の見直しの方向性

1. 地域移行支援の概要

- 地域移行支援とは、障害者支援施設等及び精神科病院に入所・入院している障害者に対して、住居の確保や障害福祉サービスの体験利用・体験宿泊のサポートなど地域生活へ移行するための支援を行うもの。平成 24 年 4 月から実施。

【参考】地域移行支援の算定実績（平成 25 年 5 月サービス提供分）

| 請求事業所数 | 請求利用者数 |
|---------|--------|
| 249 事業所 | 501 人 |

（出典）国保連データ

2. 地域移行支援の見直しの方向性

- 平成 24 年 6 月に成立した障害者総合支援法では、現行の対象者に加えて「その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるもの」を新たに規定したところである。
- これを受け、重点的な支援を行うことで地域生活に円滑に移行できることが期待される者として、
 - ① 入所期間の長期化や高齢化が進んでいる保護施設に入所している障害者、
 - ② 退所後の住居を確保し、円滑に福祉サービス等につなげることで再犯防止が期待される矯正施設、保護施設等に入所している障害者を新たに地域移行支援の対象とする。

【参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律】

第5条

19 この法律において「地域移行支援」とは、障害者支援施設、のぞみの園若しくは第1項若しくは第6項の厚生労働省令で定める施設に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第89条第4項において同じ。）に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものにつき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

II 地域移行支援の対象拡大の基本的な考え方

1. 保護施設に入所している障害者

- 生活保護法第38条に規定する保護施設（下記参考を参照）のうち、「身体上又は精神上の理由」が入所の要件となっている『救護施設』及び『更生施設』に入所している障害者を地域移行支援の対象とする。

【参考：生活保護法】

(種類)

第38条 保護施設の種類は、左の通りとする。

- 一 救護施設
- 二 更生施設
- 三 医療保護施設
- 四 授産施設
- 五 宿所提供施設

2 救護施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。

3 更生施設は、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。

4 医療保護施設は、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設とする。

5 授産施設は、身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設とする。

6 宿所提供施設は、住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設とする。

2. 矯正施設等に入所している障害者

(1) 矯正施設に入所している障害者

① 給付対象となる矯正施設の種類

- 地域移行支援の対象とする矯正施設の種類の、地域生活定着支援センターが実施する地域生活定着促進事業と同様に刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する『刑事施設』、少年院法第1条に規定する『少年院』とする。

【参考：矯正施設の種類】

| 施設種別 | 概要 | 根拠法令 | 力所数 ^{※1} | 収容人数 ^{※2} | | |
|------|-------|--|-------------------|--------------------|------------|-------|
| 矯正施設 | 刑務所 | 法令に違反し、裁判などの結果、刑罰に服することとなった者を収容する刑事施設。 | 62 | H25.5.16現在 | 67,008 | |
| | 少年刑務所 | 少年受刑者を収容する刑務所。少年受刑者を成人受刑者から分離して拘禁し、悪風感染を防止するとともに、特別な教育的処遇を行うことを目的とする。 ・対象年齢：16歳以上26歳未満 | 7 | | | |
| | 拘置所 | 未決拘禁者(被疑者、刑事被告人)、死刑確定者を収容する施設。 | 8 | | | |
| | 少年院 | 家庭裁判所から保護処分として送致された少年及び少年院において刑の執行を受ける者を収容し、これに矯正教育を授ける施設。 ・対象年齢：12歳以上23歳未満(医療少年院は12歳以上26歳未満) | 少年院法第1条 | 50 | H25.5.16現在 | 3,322 |
| | 少年鑑別所 | 家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容し、専門的な調査や診断を行う施設。 ・対象年齢：20歳未満 ・観護措置期間：2週間まで(1回まで更新可) | 少年院法第16条 | 51 | H25.5.16現在 | 681 |
| | 婦人補導院 | 売春防止法第5条(勧誘等)の罪を犯して補導処分に付された満20歳以上の女子を収容し、更生させるために必要な補導を行う施設。 ・対象年齢：満20歳以上 ・期間：6ヶ月 | 婦人補導院法第1条 | 1 | H25.5.16現在 | 0 |

※1 出典：法務省ホームページ ※2 出典：H24.12.31現在 平成24年矯正統計年報

② 給付対象となる障害者の範囲

- 矯正施設に入所している障害者に対する面談、支援計画の作成、住居の確保など『矯正施設内で行う支援』については、現在も保護観察所、地域生活定着支援センターとの連携により行われていることから、新たに地域移行支援の対象とする障害者は、矯正施設の長が施設外で処遇を行うことを認め、地域相談支援事業者によって障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊などを実施することが可能な者に限定することが必要である。
- この場合、給付対象となる者は、障害福祉サービスの体験利用など地域相談支援事業者が矯正施設外で支援を行う際に、

- ・ 刑事施設又は少年院の職員の同行が可能である障害者や
- ・ 刑事施設、少年院の長が刑事施設、少年院の職員の同行なしでの外出又は外泊を許可した障害者が想定される。

※ 具体的な対象施設・対象者の範囲や必要な手続き等については、現在、法務省や厚生労働省内の関係部局と連携しながら検討中である。

(2) 矯正施設を出所した障害者

① 給付対象となる障害者の範囲

- 刑務所に服役した受刑者など長期間にわたり一般社会から隔離された場所で生活していた障害者については、すぐに一般社会の生活に適応することが困難であること等から、出所後の一定期間、更生保護事業法第2条第7項に規定する『更生保護施設』などを利用するケースが少なくない。
- このため、矯正施設等からの釈放に伴い、更生保護施設等に入所した障害者についても、地域移行支援の給付対象とすることが必要である。

② 給付対象となる更生保護施設等の種類

- 更生保護施設のほか矯正施設出所者等の更生を目的とした自立準備ホーム、自立更生促進センター、就業支援センターが考えられるが、具体的な対象施設の範囲については、現在、法務省や厚生労働省内関係部局と連携しながら検討中である。

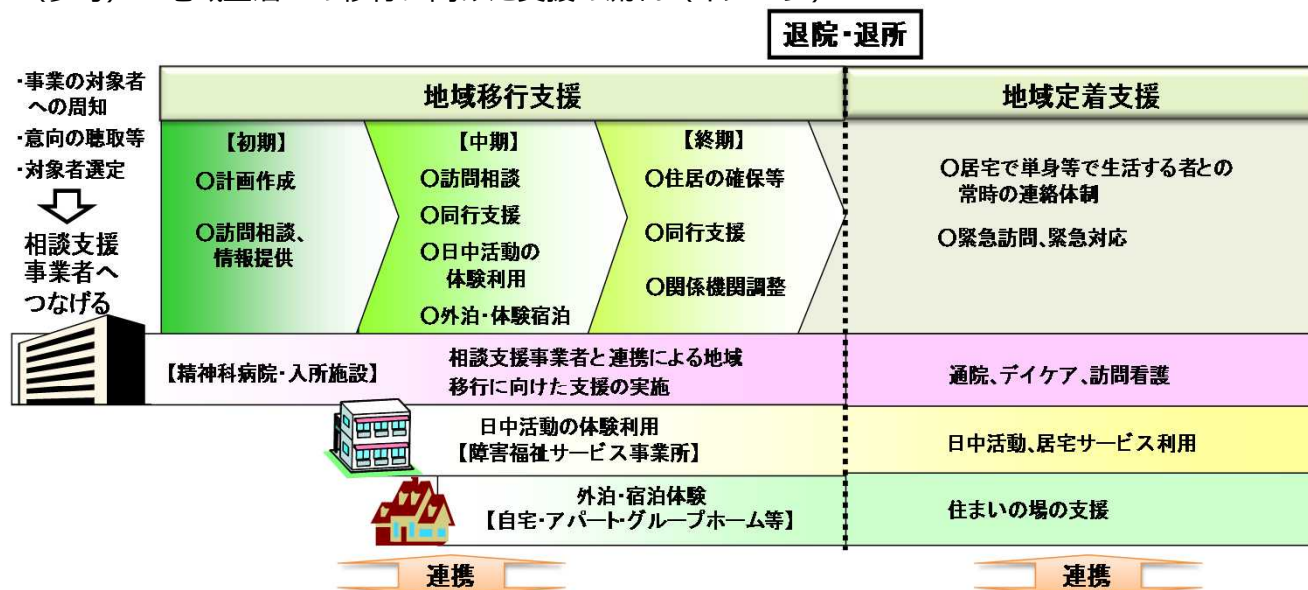
地域移行支援の対象拡大について (参考資料)

1. 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の概要

地域移行支援・・・障害者支援施設等、精神科病院に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。

地域定着支援・・・居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ (イメージ)



協議会によるネットワーク化

市町村・保健所・精神保健福祉センター・福祉事務所・障害福祉サービス事業所・障害者就業・生活支援センター等

※ 精神障害者の退院促進支援事業の手引き(平成19年3月日本精神保健福祉士協会)を参考に作成

| | 地域移行支援 | 地域定着支援 |
|------|--------|--------|
| 事業所数 | 249事業所 | 273事業所 |
| 利用者数 | 501人 | 1,389人 |

報酬単価

(地域移行支援)

- ・地域移行支援サービス費 2,300単位/月
- ・退院・退所月加算 2,700単位/月
(退院・退所月に加算)
- ・集中支援加算 500単位/月
(月6日以上面接・同行による支援を行った場合に加算)
- ・障害福祉サービス事業の体験利用加算 300単位/日
- ・体験宿泊加算(Ⅰ) 300単位/日
- ・体験宿泊加算(Ⅱ) 700単位/日
- ・特別地域加算 +15/100

(地域定着支援)

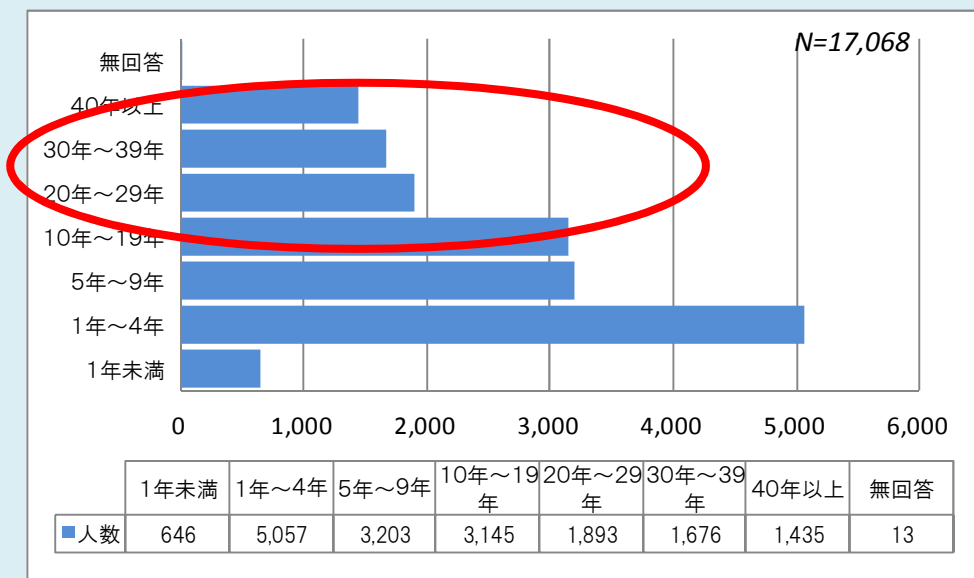
- ・地域定着支援サービス費
〔体制確保分〕 300単位/月
〔緊急時支援分〕 700単位/日
- ・特別地域加算 +15/100

2. 救護施設の入所者の実態

- 救護施設については、入所者の**長期化、高齢化**が進んでいる。

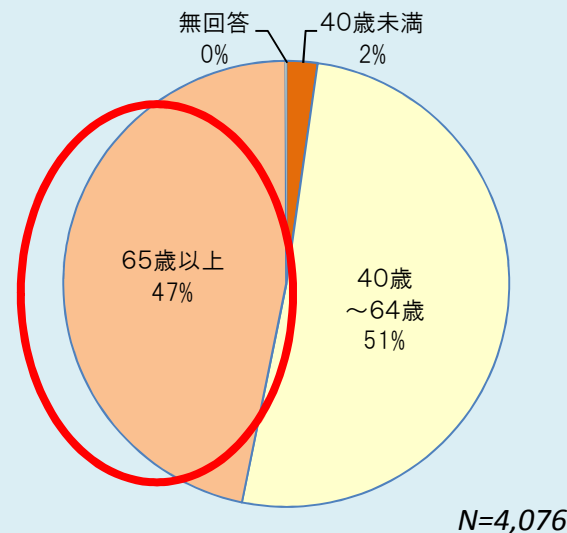
救護施設入所者の入所期間

- 平均14年。**10年以上の入所が約半数**を占める。



救護施設入所者の年齢構成

- 平均64歳。**65歳以上の入所が約半数**を占める。



出典：平成22年度全国救護施設実態調査報告書（全国救護施設協議会）

入所期間の長期化や高齢化に伴う生活機能、意欲の低下等が考えられ、**外部からの働きかけにより退所を促すことが必要ではないか。**

3. 矯正施設入所者の状況

(H23法務省矯正統計年報を参考に作成)

全在所受刑者 61,102人 (平成23年末)

新入所受刑者 25,499人

初犯入所受刑者
約10,900人(42%)

再犯による再入所受刑者
約15,100(58%)

前年からの在所受刑者
約43,000人

帰住地あり、受刑態度等の理由

出所者 約29,000人

仮釈放
約15,000人(51%)

満期出所者
約14,000人(48%)

帰住地がない、受刑態度等の理由

満期出所者

帰住先がある者 約7,600人

帰住先がない者 約6,617人

うち、帰住先のない高齢者又は
障害者 1,000人/年

- 約6割の犯罪は、再犯者(全犯罪者のうちの約3割)が実行

再犯防止の必要性

- H16年～20年の刑務所再入所者のうち、出所時に帰住先がなかった者の約57%が1年未満で再犯

帰住先の確保と生活基盤の安定の必要性

4. 再犯防止に向けた総合対策（抄）

（平成24年7月20日 犯罪対策閣僚会議策定）

「刑務所出所後2年以内に再び刑務所に入所する者等の割合を今後10年間で20%以上削減する」ことが掲げられている。

（抜粋）

第3 再犯防止のための重点施策

1 対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する

（2）高齢者又は障害者に対する指導及び支援

高齢又は障害のため、自立した生活を送ることが困難な者に対しては、刑務所等、保護観察所、地域生活定着支援センター、更生保護施設、福祉関係機関等の連携の下、地域生活定着促進事業対象者の早期把握及び迅速な調整により、出所等後直ちに福祉サービスにつなげる準備を進めるとともに、帰住先の確保を強力に推進する。

また、地域生活定着促進事業の対象とならない者に対しても、個々の必要性に応じた指導・支援、医療・福祉等のサポートを、刑務所等収容中から出所等後に至るまで切れ目なく実施できるよう取組を強化する。

さらに、高齢者については、その再犯期間が短いことに注目し、刑務所から出た直後の指導・支援を強化するとともに、刑務所収容中、福祉や年金に関する基礎的知識の付与、対人スキルの向上等、出所後の生活へのスムーズな適応を目指した指導を充実する。

5. 保護施設の種類等

保護施設の種類(生活保護法第38条)

| 施設種別 | 概要 | 根拠法令 | 力所数 | 在所者数 |
|--------|--|-----------------|-----|--------|
| 救護施設 | <u>身体上又は精神上著しい障害があるために</u> 日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う施設。 | 生活保護法第38条第1項第1号 | 188 | 17,375 |
| 更生施設 | <u>身体上又は精神上の理由により</u> 養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う施設。 | 生活保護法第38条第1項第2号 | 19 | 1,457 |
| 医療保護施設 | 医療を必要とする要保護者に対して医療の給付を行う施設。 | 生活保護法第38条第1項第3号 | 60 | - |
| 授産施設 | <u>身体上若しくは精神上の理由</u> 又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の習得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する施設。 | 生活保護法第38条第1項第4号 | 20 | 482 |
| 宿所提供施設 | 住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う施設。 | 生活保護法第38条第1項第5号 | 10 | 431 |

出典：平成22年度社会福祉施設等調査(H22. 10. 1現在)

保護施設在所者のうち身体障害者手帳、療育手帳を所持している在所者数

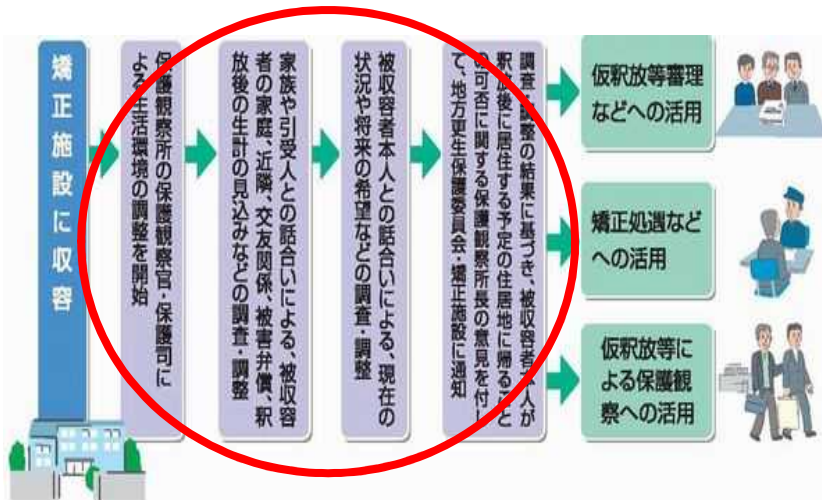
| 施設種別 | 在所者数 | 身体障害者手帳所持者数(対在所者数比) | 療育手帳所持者数(対在所者数比) |
|------|---------|---------------------|------------------|
| 救護施設 | 17,263人 | 3,177人 (18.4%) | 4,244人 (24.6%) |
| 更生施設 | 1,748人 | 49人 (2.8%) | 43人 (2.5%) |
| 授産施設 | 685人 | 33人 (4.8%) | 94人 (13.7%) |

出典：平成21年度社会福祉施設等調査(H21. 10. 1現在)

6. 矯正施設に入所している障害者に対する支援

- 矯正施設入所者に対する住居の確保など退所に向けた生活環境調整等については、現在も保護観察所、地域生活定着支援センターとの連携により行われている。
- 矯正施設入所者を地域移行支援の対象とする場合にはこれらの支援制度との役割分担について整理が必要。

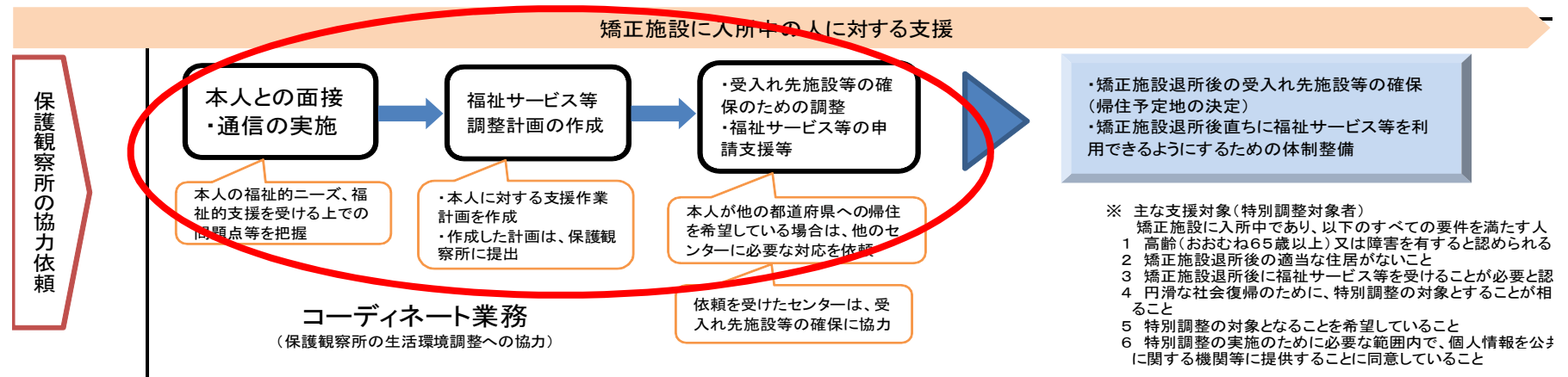
保護観察所の支援内容



地域移行支援の支援内容



地域生活定着支援センターの支援内容

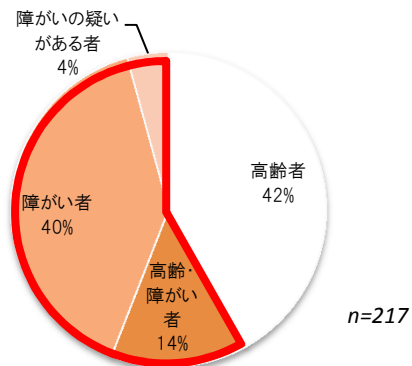


7. 矯正施設を出所した障害者に対する支援の必要性

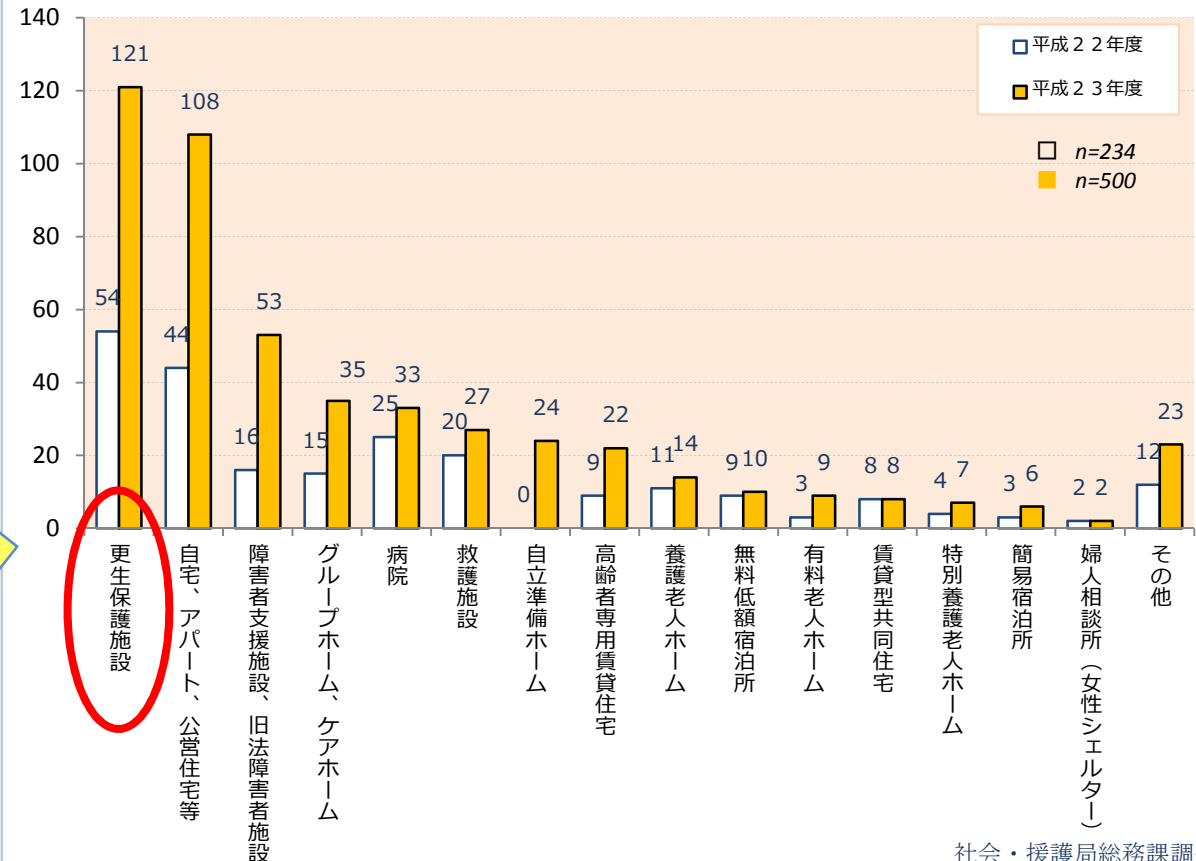
- 矯正施設を出所した障害者については、矯正施設出所後の一定期間、更生保護施設などを利用するケースが少ない。
- 地域生活定着支援センターの支援対象者のうち更生保護施設が受け入れた者の内訳をみると、約6割が障害者(障害の疑いのある者を含む)となっている。

(参考)地域生活定着支援センターの支援を受けた者の帰住先実績

地域生活定着支援センターの支援対象者のうち更生保護施設が受け入れた者の内訳



一般社団法人全国地域生活定着支援センター協議会調べ



社会・援護局総務課調べ